

十六、第4条第1項第18号(商品等が当然に備える特徴)

商品等(商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。)が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

商標法施行令

第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音(役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音)とする。

1. 本号を適用する場合について

商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物(以下「商品等」という。)が「当然に備える特徴」は、原則として、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、審査において第4条第1項第18号を適用するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであるが、実質的には第3条第2項に該当すると認められる商標についてである。

2. 商品等が「当然に備える特徴」について

商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。

(1) 立体商標について

(ア) 出願商標が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。

(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること。

(2) 色彩のみからなる商標について

次の(ア)及び(イ)を確認する。

(ア) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。

(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみからなるものであること。

(3) 音商標について

次の(ア)及び(イ)を確認する。

(ア) 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。

(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。

(4) 上記(1)(イ)、(2)(イ)又は(3)(イ)を確認するにあたっては、下記(ア)及び(イ)を考慮するものとする。

(ア) 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。

(例)

① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。

② 人工的に付加された音であるか否か。

(イ) 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度(若しくはそれ以下)の費用で生産できるものであるか否か。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○商標審査便覧

42.118.01 商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状(商標法第4条第1項第18号)に関する取扱い

○審判決要約集(第4条第1項第18号)